

名古屋都市計画事業茶屋新田土地区画整理事業
に係る事後調査計画書(工事中)

(土地区画整理事業)

平成 20 年 8 月

名古屋市茶屋新田土地区画整理組合

目 次

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び事務所の所在地	1
第2章 対象事業の名称及び種類	1
第3章 対象事業の概要	1
1 事業の目的	1
2 事業の内容	2
第4章 環境影響評価の概要	8
1 手続きの経緯	8
2 調査、予測、環境保全措置及び評価の概要	9
第5章 事後調査の概要	12
1 事後調査の目的	12
2 事後調査計画（工事中）	12

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び事務所の所在地

事業者の名称 名古屋市茶屋新田土地区画整理組合

代表者の氏名 組合長 山田 都照

事務所の所在地 名古屋市港区秋葉一丁目35番地

第2章 対象事業の名称及び種類

名 称 名古屋都市計画事業 茶屋新田土地区画整理事業

種 類 土地区画整理事業

第3章 対象事業の概要

1 事業の目的

茶屋新田地区は、名古屋市の南西部に位置し、農業を中心とした土地利用がされているが、北側の春田野地区、福田地区の土地区画整理事業等により市街化がされている。南陽大橋が開通し、広域的な幹線道路の整備も進みつつある。この土地区画整理事業は、これらを活かした良好な市街地の形成を行うため、道路、公園等の公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るものである。

また、本地域は上位計画で次のように位置付けされている。

- ①「愛知 2010 計画」では「名古屋市の南西部地域では、都市農業の振興に努めるとともに、水や緑に恵まれた良好なまちづくりをめざす。」と示されている。
- ②「名古屋新世紀計画 2010」では「現在、市街化調整区域となっている市南西部の茶屋新田地区については、周辺の河川などへの影響に配慮し組合施行の土地区画整理事業による市街地の形成をはかります。」と示されている。
- ③「名古屋市都市計画マスタープラン」では「現在、市街化調整区域となっている市南西部の茶屋新田地区については、周辺の河川などへの影響に配慮し組合施行の土地区画整理事業による市街地の形成をはかります。」と示されている。

2 事業の内容

(1) 事業の種類

土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 2 条第 1 項に規定する土地区画整理事業

(2) 事業が実施されるべき区域の位置

都市計画対象事業が実施されるべき区域（以下、「事業実施区域」という。）は、名古屋市南西部に位置する水田を主体とする区域であり、概ね、西側は 2 級河川戸田川、東側は 1 級河川新川・1 級河川庄内川、北側は東海橋線、南側は戸田荒子線で囲まれた市街化区域で、愛知県名古屋市港区大西一丁目、西茶屋二丁目の各全部及び秋葉二丁目、秋葉三丁目、大西二丁目、大西三丁目、川園一丁目、川園二丁目、西茶屋一丁目、西茶屋三丁目、東茶屋一丁目、東茶屋二丁目、東茶屋三丁目、東茶屋四丁目の各一部から成る図 3.2-1 に示す位置とする。

(3) 事業の規模

施行区域の面積 147.5ha

(4) 土地の利用計画

ア 公共施設の配置

土地利用計画は、図 3.2-2 に示すとおりである。

(ア) 道路計画

事業実施区域及びその周辺には名古屋環状 2 号線（国道 302 号）、都市計画道路戸田荒子線（市道）、都市計画道路万場藤前線（市道）があり、これらを基幹として区画道路を配置する。

また、都市計画道路戸田荒子線（市道）については、幅員 28m に拡幅する。

(イ) 公園・緑地計画

公園は、地区面積の 3 % 以上の面積を確保することとし、誘致距離等を考慮のうえ適正配置する。また、緑地については適宜配置する。

公園・緑地の規模は、表 3.2-1 に示すとおりである。

表 3.2-1 公園・緑地の規模

番号	規模
①	約 0.3ha
②	約 0.7ha
③	約 1.1ha
④	約 0.9ha
⑤	約 0.1ha
⑥	約 0.1ha
⑦	約 3.2ha

注) 公園・緑地の位置は、図 3.2-2 に示すとおりである。

(ウ) 下水道計画

a 雨水排水

雨水は、側溝等により排水し、事業実施区域外へは水路を経由して、東小川へ排出し、さらに日光川へ排出する。

また、雨水の流出増に対応するため、各流域毎の面積 1 ha あたり 700m³ の容量の調整池を設置する。

b 汚水排水

汚水は、下水道を整備し、打出終末処理場において処理する。

イ 宅地の利用計画

住居系を主体とし、ゆとりある良好な居住環境を備えた住宅地の用途とする。

幹線道路の沿道には、沿道サービス機能及び商業機能を主とした沿道型商業施設の用途を配置する。

土地の利用目的ごとの概ねの面積は、表 3.2- 2 に示すとおりである。

表 3.2- 2 土地の利用計画

土地の区分	面積 (ha)	割合 (%)
道路	27.1	18.4
公園・緑地	6.4	4.3
水路	0.4	0.3
調整池	3.6	2.4
宅地	110.0	74.6
計	147.5	100.0

注) 宅地には、その他の公益的施設として
斎場用地及び関連整備用地を含む。

ウ その他の公益的施設の計画

公益的施設は斎場施設等を想定し、施行区域面積 147.5ha のうち斎場用地面積が約 5.1ha、関連整備用地面積が約 1.2ha である。

(5) 工事計画の概要

工事期間としては、概ね 10 年間を想定した工事計画とした。工事内容は地権者等と調整しながら工事を進めていくことになるため、現段階では詳細な工事計画を策定することは困難であるが、準備工、整地工、水路築造工、道路築造工等として可能な限り具体化した工事計画とした。

整地工は、既設道路の高さを基本に、地区外から約 930,000m³の土砂を搬入する盛土工を主体とし、搬入する土砂については土壌汚染に係る安全性が確保された土を使用する。

また、調整池や水路等の整備にあたっては、掘削工事を行う。掘削工事により発生する土砂は約 76,000m³であり盛土材として再利用する工事計画とした。

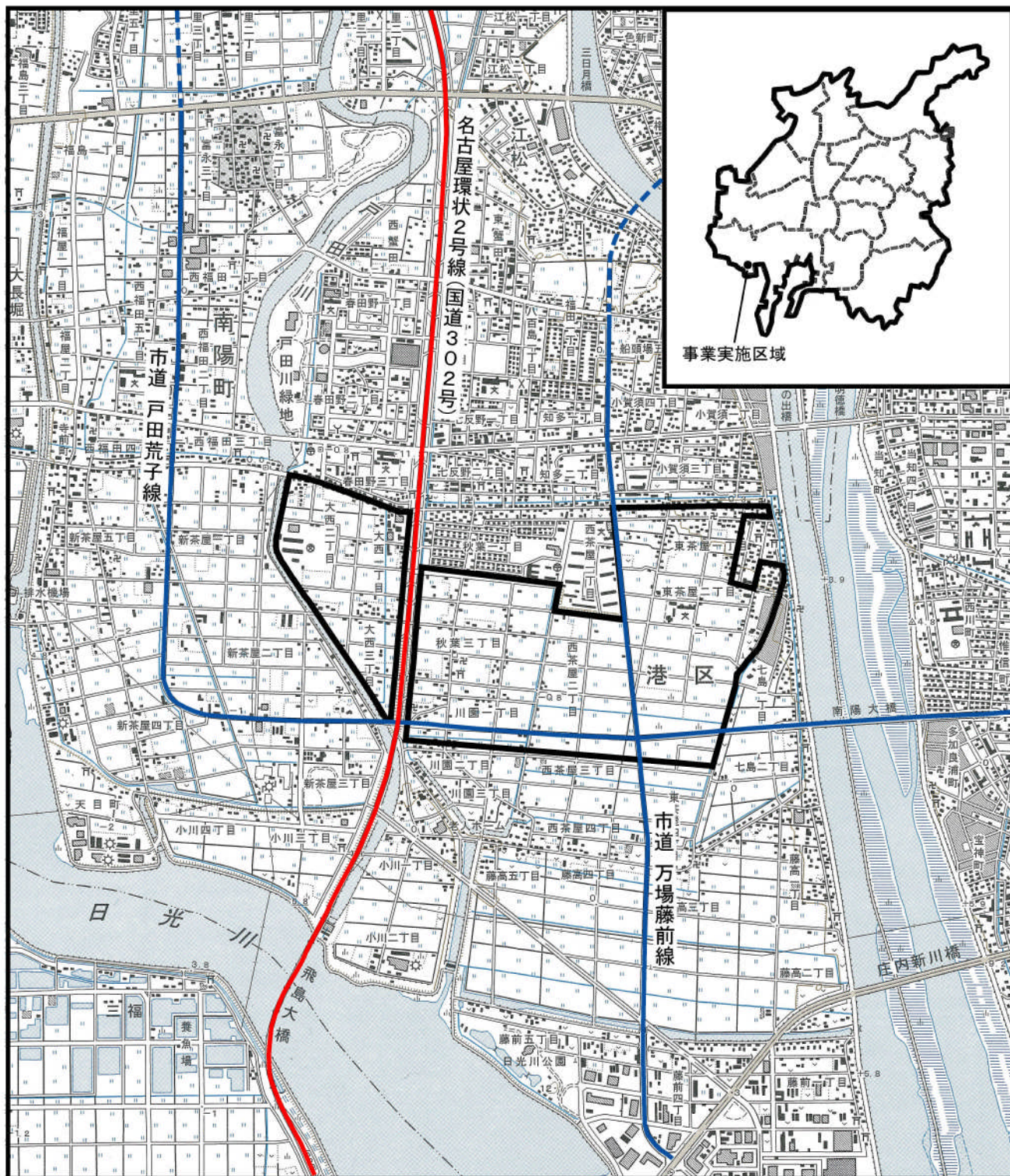
工事用車両の主な運行ルートは、名古屋環状 2 号線（国道 302 号）、東海橋線及び戸田荒子線である。

工事工程の概要は、表 3.2- 3 に示すとおりである。

表 3.2- 3 工事工程の概要

工事時期	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目	6 年目	7 年目	8 年目	9 年目	10 年目
準備工	←→									
整地工		←						→		
水路築造工		←							→	
道路築造工			←							→
埋設管工			←						→	
調整池築造工			←						→	
公園等整備工事				←						→
建物移築			←						→	
斎場建設工事			←→							

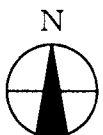
注) 整地工には仮設沈砂池の築造を含む。



凡 例



事業実施区域



1:25,000

0

1km

図 3.2- 1(1) 事業実施区域の位置

国土地理院発行の地形図(蟹江 平成16年12月発行)を使用



(平成17年9月撮影)

図 3.2- 1(2) 事業実施区域の位置

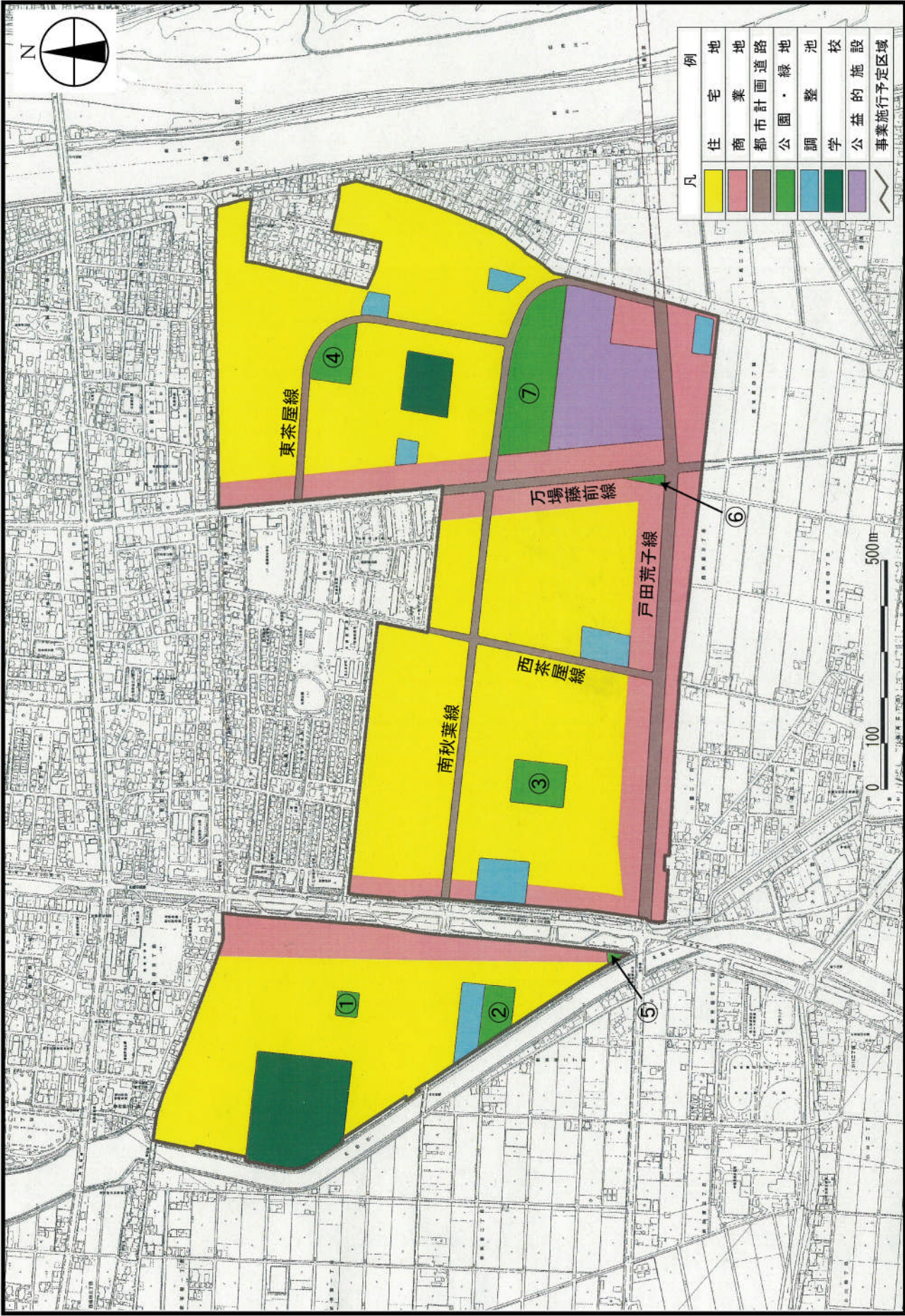


図 3.2-2 土地利用計画

第4章 環境影響評価の概要

1 手続きの経緯

事後調査計画書（工事中）の届け出までの経緯は、表 4.1-1 に示すとおりである。

表 4.1-1 環境影響評価手続きの経緯

事 項			内 容 等
環境影響評価方法書	提 出 日		平成 14 年 11 月 11 日
	縦覧	期 間	平成 14 年 11 月 12 日から平成 14 年 12 月 11 日
		場 所	名古屋市都市計画課・港区南陽支所及び名古屋市環境影響評価室・16 区役所
		縦覧者数	24 名
環境影響評価準備書	提 出 日		平成 18 年 5 月 15 日
	縦覧	期 間	平成 18 年 5 月 16 日から平成 18 年 6 月 16 日
		場 所	名古屋市都市計画課・港区南陽支所及び名古屋市環境影響評価室
		縦覧者数	24 名
	説明会	開 催 日	平成 18 年 5 月 20 日
		場 所	名古屋市南陽東中学校体育館
		参加者数	122 名
環境影響評価準備書に対する市民等の意見書	提 出 期 間		平成 18 年 5 月 16 日から平成 18 年 6 月 30 日
	提 出 件 数		1 件
見解書	提 出 日		平成 18 年 7 月 25 日
	縦覧	期 間	平成 18 年 8 月 1 日から平成 18 年 8 月 15 日
		場 所	名古屋市都市計画課・港区南陽支所及び名古屋市環境影響評価室
		縦覧者数	5 名
公聴会	開 催 日		平成 18 年 9 月 9 日
	場 所		南陽地区会館
	傍 聴 者 数		15 名
環境影響評価書	提 出 日		平成 19 年 8 月 21 日
	縦覧	期 間	平成 19 年 8 月 21 日から平成 19 年 9 月 20 日
		場 所	名古屋市都市計画課・港区南陽支所及び名古屋市環境影響評価室
		縦覧者数	12 名

2 調査、予測、環境保全措置及び評価の概要

本事業の実施により、影響を受けると想定された各環境要素についての調査、予測、環境保全措置及び評価の概要は以下に示すとおりであり、「名古屋都市計画事業 茶屋新田土地区画整理事業環境影響評価書」（平成 19 年 8 月 名古屋市）からの抜粋（p534～p535）である。

環境要素	調査結果	予測結果								
植物	・ 確認種 現地調査の結果は以下に示すとおりである。 <table><tr><td rowspan="2">植物相</td><td>シダ植物</td><td>6 科 7 種</td></tr><tr><td>種子植物</td><td>78 科 365 種</td></tr><tr><td>植物群落</td><td colspan="2">水田雑草群落、畑地雑草群落、路傍・空地草本群落、低層湿原植生、植栽樹群、ケヤキ・クロガネモチ林等</td></tr></table>	植物相	シダ植物	6 科 7 種	種子植物	78 科 365 種	植物群落	水田雑草群落、畑地雑草群落、路傍・空地草本群落、低層湿原植生、植栽樹群、ケヤキ・クロガネモチ林等		(1) 雨水の排水 アオウキクサ、ウキクサ、コカナダモ、ホソバミズヒキモ、エビモ、ヨシ、オモダカの 7 種の生育が確認された。このうち、雨水排水の排水先である事業実施区域の南部地域において生育が確認された種は、ヨシ、アオウキクサ、ウキクサの 3 種であった。これらの種は、多様な水域に極めて普通に生育し、汚濁に対する耐性も大きい種であることから、工事の実施に伴う雨水の排水による対象種への影響は極めて小さいと予測される。
	植物相		シダ植物	6 科 7 種						
種子植物		78 科 365 種								
植物群落	水田雑草群落、畑地雑草群落、路傍・空地草本群落、低層湿原植生、植栽樹群、ケヤキ・クロガネモチ林等									
	・ 重要な種 重要な種は以下に示す 4 種である。 コギシギシ コイヌガラシ クサレダマ カワヂシャ	(2) 敷地の存在（土地の改変） コイヌガラシ、カワヂシャについては、対象事業の実施により生育地の一部が消失することになるが、事業実施区域外において生育地が豊富に存在することから、地域全体としての種の存続に対する影響は小さいと予測される。 コギシギシの主要な生育地は事業実施区域内にあり、周辺部には区域内と同等な規模の生育地が存在しない。したがって、対象事業の実施により主要な生育地が消失することになり、地域個体群の存続に影響を及ぼすことが予測される。 クサレダマの生育地は造成計画地外に位置するため、改変による直接的影響は受けない。しかし、造成計画地域に隣接しているため、工事施工ヤードの設置による生育地の攪乱の影響や工事区域から飛散する粉じん等による影響が予測される。								

環境保全措置	評価結果	事後調査
工事の実施に伴う雨水の排水による重要な種の生育への影響は極めて小さいと予測されるため、環境保全措置は講じないものとする。	事業実施区域周辺の主要な種（ヨシ、アオウキクサ、ウキクサ）については、仮設の沈砂池を適切に配置する、造成工事を順次行い裸地面積をできるだけ小さくすること等、濁水の発生の低減、濁水の流出面積の減少に配慮することから、事業者の実行可能な範囲内においてできる限り低減されるものと判断する。	なし
重要な種については、以下に示す環境保全措置を講じるものとする。 <コギシギシ> ・事業実施区域外に残存するコギシギシから種子を採取して、生育地周辺の同様な水田環境に播種する。 ・事業実施区域内のコギシギシから種子を採取し、自然環境に配慮した公園の緑地内に湿潤な草地環境を確保し、播種する。 <クサレダマ> ・生育地の損傷を防ぐため、資材置場の位置、工事資機材の運搬経路に十分配慮し、生育地への立ち入りを行わないようにする。 ・事業実施区域から生育地への粉じん飛散の防止策を講じる。 <コイヌガラシ、カワヂシャ> ・事業実施区域内のコイヌガラシとカワヂシャから種子を採取し、自然環境に配慮した公園の緑地内に湿潤な草地環境を確保し、播種する。	重要な種（コギシギシ、クサレダマ、コイヌガラシ、カワヂシャ）への影響は、コギシギシについては事業実施区域外における生育地の拡大及び事業実施区域内において公園、緑地、その他の公共空地内における生育地の創出、クサレダマについては生育地への影響の最小化、コイヌガラシとカワヂシャについては事業実施区域内において公園、緑地、その他の公共空地内における生育地の創出による環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内においてできる限り低減されるものと判断する。	コギシギシについては、以下の事後調査を実施する。 ・調査項目 生育状況、生育環境の状況 ・調査方法 現地調査による個体の確認 ・調査時期 春季 ・調査期間 3年を目処とするが、安定した種の定着が確認されるまでの時期

第5章 事後調査

1 事後調査の目的

本事業の実施に伴い環境影響評価を行った環境要素に及ぼす影響の程度を把握するとともに、予測、評価及び環境保全措置の妥当性を検証することを目的として実施するものである。

本事業の実施により、大気質、騒音、振動、悪臭、水質、地盤、動物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、廃棄物等の11項目については、環境影響の程度は小さいと判断されたことから、事後調査は実施しない。

植物については、環境保全措置の実施により環境影響を低減できるものと考えられるが、その効果に不確実性があることから、事後調査の対象とした。

なお、事後調査結果が環境影響評価の結果と著しく異なる場合は、その原因を調査し、本事業の実施に起因することが判明した場合には、必要な環境保全措置について検討するとともに、必要に応じて追加的に調査を行うものとする。

2 事後調査計画（工事中）

事後調査の手法等は表 5.2-1 に示すとおりである。

表 5.2-1 事後調査の手法等

調査対象項目	植物:コギシギシ
調査理由	コギシギシの生育については、科学的知見が不足しており、不確実性が大きいと考えられることから、播種後における生育・繁殖状況を確認するため。
調査方法	調査項目：生育状況、生育環境の状況 調査方法：現地調査による個体の確認 調査時期：春季 調査期間：工事期間中
調査地域及び調査地点	調査地域：事業実施区域及びその周辺約 200m の地域を基本とする。 調査地点：事業実施区域の南側（図 5.2-1）
環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合の対応の方針	予測し得ない環境上の著しい影響が生じた場合には、必要に応じて専門家の指導・助言を得て、適切な措置を講ずる。
調査の結果の公表方法	名古屋市環境影響評価条例に基づき実施する。
実施主体	「名古屋市茶屋新田土地区画整理組合」が実施する。

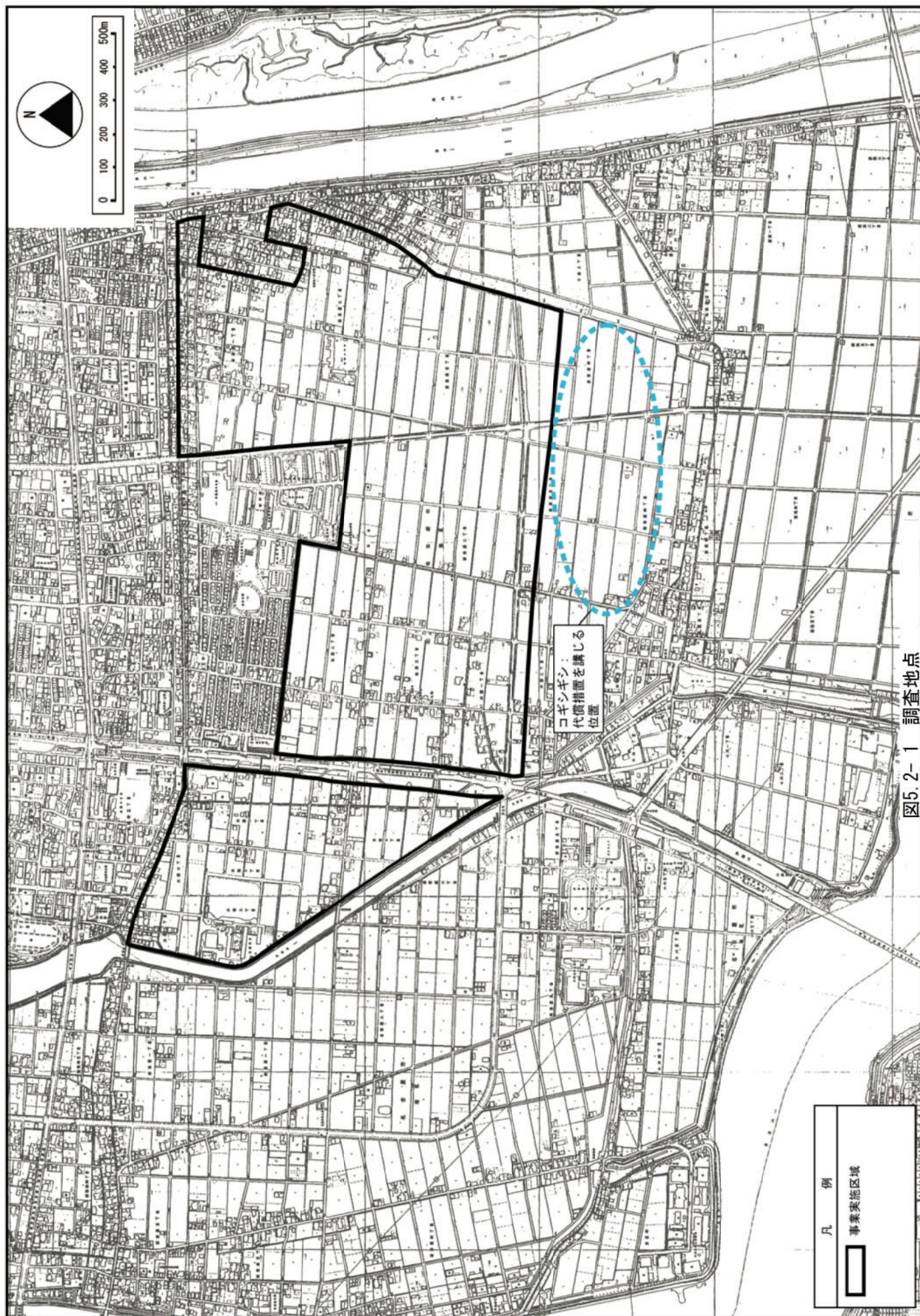


図5.2-1 調査地点